

山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例新旧対照表
 (第二十一条関係)

新	旧
<p>(管理者の資格要件) 第七十一条 略</p> <p>(運営規程) 第七十一条の二 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 就労継続支援 A 型の内容 (生産活動に係るものを除く。) 並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 六 就労継続支援 A 型の内容 (生産活動に係るものに限り。) 、賃金及び第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 七 通常の事業の実施地域 八 サービスの利用に当たつての留意事項 九 緊急時等における対応方法 十 非常災害対策 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十二 虐待の防止のための措置に関する事項 	<p>(管理者の資格要件) 第七十一条 略</p>

十三 其他運営に関する重要事項

(就労)

第七十八条 略

2 略

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、
、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに
、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第七十九条 就労継続支援A型事業者は、第七十七条第一項の規定による利用者(次項において「利用者」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようしなければならない。

3・4 略

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、
、第四十一条、第四十五条から第四十

(就労)

第七十八条 略

2 略

(賃金及び工賃)

第七十九条 就労継続支援A型事業者は、第七十七条第一項の規定による利用者
が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2・3 略

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、
第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十

九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。